

## 宇部市ふるさと納税業務公募型プロポーザル募集要領

宇部市ふるさと納税業務公募型プロポーザル募集要領は、宇部市がふるさと納税に関する業務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定める。

### 1 目的

ふるさと納税制度を活用し、本市の取組みを応援していただける寄附者を増やすために、返礼品を通して本市の特産品及び魅力をより広くPRするとともに、寄附採納に係る業務、応援事業者との取引等の業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、事業者の募集を行う。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

宇部市ふるさと納税業務

#### (2) 業務内容

寄附申込情報の管理や返礼品の管理等、ふるさと納税に関連する業務全般。  
詳細については別紙「宇部市ふるさと納税業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

### 3 見積限度額

#### 業務委託料

寄附金額の5%（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、以下の費用は含まないものとする。

ア 返礼品及び返礼品発送経費

イ 市が利用するポータルサイトの手数料

ウ 寄附金の決済手数料

エ さとふる及びLINE ヤフーふるさと納税を経由した寄附

オ お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料

### 4 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) ふるさと納税の制度に精通しており、他の地方公共団体と本業務に類似した業務を累計5年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (7) 宇部市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する団体及びその利益となる活動を行う 団体等や行為をする者に関わりがないこと。

## 5 スケジュール

内容	期日
(1) 募集要領等の公表（市ウェブサイト上）	令和 8 年 4 月 1 4 日（火）
(2) 質問の受付締切	令和 8 年 4 月 2 1 日（火）
(3) 質問に対する回答期限	令和 8 年 4 月 2 4 日（金）
(3) 参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）
(4) 参加資格確認結果通知日	令和 8 年 5 月 1 3 日（水）
(5) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 2 5 日（月） 1 7 時
(6) 第 1 次審査（書類審査）結果通知日	令和 8 年 6 月 9 日（火）
(7) 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 6 月 2 3 日（火）
(8) 結果通知	令和 8 年 6 月 3 0 日（火）
準備期間	契約締結から運用開始まで
運用開始日	令和 8 年 9 月 1 日（火）～

※各期日については、事務上の都合により変更することがあります。

### (1) 企画提案募集の期間

- 期 間 令和 8 年 4 月 1 4 日（火）から  
令和 8 年 5 月 2 5 日（月） 1 7 時まで

### (2) 質問の受付及び回答

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和 8 年 4 月 2 1 日（火）

■方 法 LoGo フォームで受け付ける。

■U R L <https://logoform.jp/f/DcZUw>

■回 答 重要と思われる質問の回答については、随時、本市ウェブサイト上に公開する。  
回答期限は、令和 8 年 4 月 2 4 日（金）までとする。



### (3) 参加申込書の提出

■期 限 令和 8 年 5 月 7 日（木）

■方 法 LoGo フォームで受け付ける。

■U R L <https://logoform.jp/f/vGJ9r>

■提出物 下記の提出物を PDF 形式で LoGo フォームに添付すること。

ア 参加申込書兼誓約書（LoGo フォーム上で入力）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 貸借対照表・損益計算書（任意様式 直前期 1 事業年度分）



エ 類似業務実施実績など、ふるさと納税の制度に精通していることが分かる資料（任意様式 過去5年分）

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3の3」）及び宇部市税に滞納がないことの証明書の写し（市内に営業所等がなく、宇部市税の納税義務がない者については添付不要。）

※いずれも提出前1か月以内に発行されたもの

#### (4) 参加資格確認結果の通知

■通知日 令和8年5月13日（水）

■方法 全ての参加申込者に電子メールにより通知する。

■その他 当決定について、通知の日の翌日から起算し、3日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。

#### (5) 企画提案書の提出

■期限 令和8年5月25日（月）17時 必着（持参又は郵送）

■提出物 下記のとおり。なお、1事業者当たり、提案は1件とする。

ア 企画提案書等提出届（様式1）

イ 業務実施体制調書（様式2）

ウ 見積書（様式3）

委託料は寄附金額あたりの%（消費税及び地方消費税を含む。）で記載すること。

エ 企画提案書（任意様式 A4縦左綴じ）

提案書は、仕様書及び審査項目（別表1および別表2）に沿った内容とし、次の内容を盛り込むこと。

①自社の優位性について

②返礼品数、返礼品応援事業者数、寄附件数及び寄附金額に関する年度ごとの目標値

令和8年度 令和8年9月1日～翌年3月31日

令和9年度 令和9年4月1日～翌年3月31日

令和10年度 令和10年4月1日～翌年3月31日

令和11年度 令和11年4月1日～8月31日

③年度ごとの目標達成に向けた方策及びスケジュール

④利用するシステムとシステム障害発生時の対応

⑤返礼品応援事業者への対応

⑥個人情報保護対策

オ その他、企画提案の説明に必要な資料

【参考】令和8年3月末現在

《返礼品応援事業者数》129 事業者、《返礼品数》1,313 品  
寄附金額、件数（下表のとおり）

※さとふる及びLINE ヤフー経由の寄附、直接寄附を除く

年度	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)
令和4年度	4,706	116,280
令和5年度	5,500	140,013
令和6年度	6,426	157,314
令和7年度	6,638	152,636

■企画提案書の形式

ア 用紙サイズはA4判とする。（図表等の場合はA3可、折込必要）

イ 提出部数は、7部とする。（正1部、副6部）

■提出先 問い合わせ先へ持参もしくは郵送にて提出すること。

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合には宇部市情報公開条例に基づき対応する。

(6) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、宇部市さとふる納税業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）事務局により行う。企画提案書の提出事業者が5者を超えた場合は、上位5者を選定する。

■選考方法

ア 別表1に基づき、審査を行い、合計点数の高い上位5者を選定するものとする。

イ 審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

ウ 最高点の者が2者以上となった場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

エ 合計点数が同点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、同点の業者複数を選定する。（この場合、5者を超える場合もある）

■結果通知日 令和8年6月9日（火）※予定

■方法 第1次審査の参加者に電子メールにより通知する。

■その他 第1次審査の点数については、第2次審査の点数に加算する。（第1次審査以降提案内容の変更は認めない）

(7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会委員を審査員とし、各参加者からの提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。（なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合があるので対応すること）

■日 程 令和8年6月23日（火）

■場 所 宇部市役所 市民交流棟2階 会議室A

■実施時間 時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
準備	5分
プレゼンテーション	20分
質疑応答	10分

■選考方法

ア 審査項目は、別表2のとおりとし、第2次審査（プレゼンテーション審査）の合計点に第1次審査（書類審査）の得点を加点し、総合得点が最多得点の者を契約候補者として選定する。ただし、審査評価点の満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

イ 総合得点が同点である場合は、別表2の合計得点が最多得点の者を契約候補者とする。

ウ 総合得点が同点で、別表2の合計得点が最多得点の者が2者以上の場合は、別表2中の項目(1)の③、④及び(2)の①～③の合計得点が最多得点の者を契約候補者として選定する。

※なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。この場合も前項(ア)のとおり、審査評価点の満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

■留意事項

ア プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。なお、参加者の一部についてはオンラインでの参加を認めるが、必要なネットワーク・機器等は提案者が用意するものとする。

※オンライン参加者を含めて参加者は3名までとする。

※オンラインで参加する場合は、事前に申し出ること。

ウ 提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

エ 原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。

オ 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(8) 結果通知

■日 程 令和8年6月30日（火）※予定

■方 法 第2次審査の参加者に電子メールで通知する。

また、選定結果通知日の翌日以降に市ウェブサイト公表する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

## 6 契約

### (1) 契約手続

本市と受託者は、宇部市財務規則（昭和 44 年宇部市規則第 4 号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

### (2) 契約保証金

契約候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 99 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 契約変更

履行期間において、本業務の実施に際して準拠する法令・通知等の改正・改定があった場合等で、市と受託者が協議の上必要があると認めた場合は、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

### (4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

### (5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

### (6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

### (7) 契約不適合責任

受託者は、寄附者に対し、返礼品の調達・発送等に係る契約不適合責任を負うものとする。

ただし、当該不適合が返礼品応援事業者の責めに帰すべき事由による場合は、当該事業者がその責任を負うものとする。

## 7 問い合わせ先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市総合政策部移住定住推進課 ふるさと納税担当：深津、古谷

E-mail：iju@city.ube.yamaguchi.jp

## 別表 1

## 第 1 次審査（書類審査）採点表

評価項目		配点
(1)	業務実績（過去 5 年）	ふるさと納税の制度に精通しているか
(2)	実施体制（様式 2）	円滑に業務ができる人員体制が整えられているか
(3)	業務提案	仕様書を踏まえた提案であり、業務目的、条件、内容を十分に理解した提案となっているか
(4)	業務工程・目標達成に向けたスケジュール	目標に対する方策とそのスケジュールが明確であり、実施可能なものとなっているか
(5)	見積金額（様式 3）	見積額は適当か
		合計 35 点

## 別表 2

## 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目		配点
(1) 業務遂行能力・受託実績		
①	ふるさと納税制度の変更や利用するポータルサイトの変更および追加等があった場合に柔軟に対応できるか。	35 点
②	ポータルサイトから受け付けた寄附情報（寄附者情報、返礼品情報、入金情報等）を適切に管理することが可能であり、漏えい防止について有効性のある対策が講じられているか。	
③	返礼品の調達及び配送状況について適切に管理することが可能であり、既存の返礼品の改善や相談対応など、応援事業者のサポート体制が整えられているか。	
④	年度ごとの返礼品数、応援事業者数、寄附件数、寄附金額の目標値に対する方策と本市の課題及び解決策が明確か。	
⑤	業務を適正かつ確実に遂行する体制を有しており、不測の事態（寄附者からの相談・苦情、返礼品やシステムのトラブルなど）が生じた場合においても迅速に対応し、また再発防止策を講じることが可能か。	
(2) 返礼品開発・プロモーション		
①	返礼品の開発実績が豊富にあり、本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発が可能か。	30 点
②	本市の魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か（事業者向け説明会開催や web 広告の掲載、返礼品の写真撮影、メルマガ配信等）。	
③	提案者の強みを活かし、ふるさと納税の理念に基づく独自性のある取組や、職員の業務負担軽減等につながる提案、その他提案は可能か。	
		合計 65 点